

添付法令資料 4 :

間接利用のための地熱作業区域に関する 2017 年 5 月 16 日付
インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規程 No.37 (目次)
同月 18 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 作業区域の計画、準備及び決定
 - 第 1 節 作業区域の計画 (第 2 条)
 - 第 2 節 作業区域の準備
 - 第 1 款 総則 (第 3 条)
 - 第 2 款 予備調査並びに予備調査及び探査 (第 4 条ないし第 6 条)
 - 第 3 款 作業区域準備チーム (第 7 条及び第 8 条)
 - 第 4 款 作業区域図 (第 9 条及び第 10 条)
 - 第 3 節 作業区域の決定及び作業区域面積 (第 11 条及び第 12 条)
- 第 3 章 作業区域におけるデータの追加 (第 13 条ないし第 15 条)
- 第 4 章 作業区域の変更、取消し及び統合
 - 第 1 節 作業区域決定の変更 (第 16 条ないし第 18 条)
 - 第 2 節 作業区域の取消し (第 19 条ないし第 21 条)
 - 第 3 節 作業区域の統合 (第 22 条)
- 第 5 章 作業区域の返還
 - 第 1 節 総則 (第 23 条及び第 24 条)
 - 第 2 節 すべての作業区域の返還 (第 25 条)
 - 第 3 節 一部の作業区域の返還 (第 26 条ないし第 28 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 29 条)
- 第 7 章 終則 (第 30 条及び第 31 条)